

# 日本保育協会滋賀県支部規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は、日本保育協会滋賀県支部と称する。(以下「本支部」という。)

(事務所)

第2条 本支部は、事務所を事務局長の所属する園に置く。

## 第2章 目的と事業

(目 的)

第3条 本支部は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### 1. 第2種社会福祉事業

- (1) 児童福祉の増進について、相談に応ずる事業
- (2) 保育所等を経営する事業に関する連絡調整を行う事業

2. 前項の他、次の付帯的公益事業を行う。

- (1) 職員の研修
- (2) 保育事業の調査研究並びに普及宣伝
- (3) 保育用品の調査研究並びに開発普及
- (4) 賠償責任保険の調査研究並びに普及宣伝
- (5) 保育に関する出版物の発行
- (6) 会員の福利厚生
- (7) その他、目的達成のため必要な事業

3. 本支部は、その目的達成のため、特別に部会を設けることができる。その規約は別に定める。

### 第3章 会 員

(会 員)

第4条 本支部は、前条に賛同する施設長及びそれに準ずる者をもって会員とする。

- 2. 会員区分は、「施設会員」、「小規模会員」及び「個人会員」の3種類とし、区分の定義は、本部会員規程に準ずる。

(会 費)

第5条 会員は、下表に定めるところにより会費を納入する。

会員区分	支部会費	本部会費	本部予算対策費	会費合計
施設会員	15,500 円	15,000 円	1,500 円	32,000 円
小規模会員	7,000 円	7,500 円	1,500 円	16,000 円
個人会員	3,000 円	7,500 円	1,500 円	12,000 円

(入会及び退会)

第6条 入会または退会しようとするものは、別に定めるところにより支部長に届け出るものとする。

(除 名)

第7条 会員が、この規約に違反し、または本支部の品位をきずつけたとき支部長は本人から事情を聞くとともに、理事会にはかって対応する。

第4章 役 員

(役 員)

第8条 本支部に、支部長1名、副支部長3名、理事若干名及び監事2名を置く。

2. 理事のうち若干名を常任理事にすることができる。
3. 副支部長の内1名は女性部長とする。
4. 小規模会員、個人会員は役員に就くことができない。

(任 務)

第9条 支部長は本支部を代表し、支部業務を統轄する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 常任理事は、理事会の決定に従い、業務を分担し執行する。
4. 理事は、理事会を構成する。
5. 監事は、会計並びに業務執行の状況を監査する。

(選 任)

第10条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 支部長、副支部長及び常任理事は理事の互選とする。

(顧 問)

第11条 本支部に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、支部長が委嘱する。
3. 顧問は、本支部の重要業務に関し、支部長の諮問に応ずる。

(任期)

第12条 本支部の役員の任期は3年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第13条 本支部の円滑な運営を計るため事務局長、事務局次長及び会計を置く。

2. 事務局長並びに事務局次長及び会計については、理事会の承認を経て支部長が委嘱し、任期は役員に準ずる。

## 第5章 会 議

(理事会)

第14条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 事業計画並びに予算
- (2) 事業報告並びに決算
- (3) 運営に必要な事項
- (4) 総会に付議する事項
- (5) 規約の改廃
- (6) その他、理事会で必要と認めた事項

2. 支部長は年2回以上理事会を招集し、自らその議長となる。
3. 理事の3分の1以上が請求したとき、支部長は理事会を招集しなければならない。
4. 理事会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第15条 総会は毎年1回開催する。但し、支部長が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要請があった場合は、臨時総会を開かなければならない。

2. 総会は本支部の最高の議決機関であって下記の事項を審議する。

- (1) 運営方針
- (2) 事業計画並びに予算の承認
- (3) 事業報告並びに決算の承認
- (4) 理事及び監事の選任
- (5) 規約の改廃
- (6) その他、理事会より付議された事項

3. 議決は、第14条第4項を準用する。

(女性部 青年部)

第16条 本支部は、女性部及び青年部を設けることができる。その規約は別に定める。

(委員会)

第17条 本支部に目的達成のため、研修委員会、広報委員会、予算対策委員会、主任保育士委員会を置き、特に必要と認めた場合、特別委員会を置く。

2. 各委員会に委員長、副委員長及び委員若干名を置く。
3. 委員は理事会の承認を経て、支部長が委嘱する。
4. 委員長、副委員長は委員の互選とする。
5. 任期は3年とする。

## 第6章 会 計

(会 計)

第18条 本支部の会計は、次の通り行われる。

1. 本支部の収入は、次の通りである。
  - (1) 会費収入
  - (2) 寄付金収入
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) その他、理事会の決議によって収入と定めた金品

2. 本支部の支出は、次の通りである。

- (1) 毎年度予算の執行に伴うもの
- (2) 事業に伴うもの
- (3) 執行機関に委任されているもの
- (4) その他、理事会の決議によって支出と決定したもの

(事業及び会計年度)

第19条 本支部の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(規約の改廃)

第20条 規約の改廃は、総会の議決による。

## 第7章 細 則

(細 則)

第21条 理事会承認を経て細則を設けることができる。

第22条 総会承認を経て役員選考委員会委員は5名を選出する。



附 則

本規約は、昭和47年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成 2年 7月24日から施行する。

この規約は、平成 6年11月 4日から施行する。

改正、 平成15年 3月10日から施行する。

改正、 平成18年 3月10日から施行する。

改正、 平成18年 5月29日から施行する。

改正、 平成26年 5月29日から施行する。

改正、 平成27年 5月26日から施行する。

改正、 平成29年 1月13日から施行する。

改正、 平成29年 5月16日から施行する。

改正、 平成30年 3月 6日から施行する。